大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和８年11月20日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

寝屋川市宝町187番１ほか

ネクステージ寝屋川店

２　大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定による公告をした日

令和８年６月５日（令和８年大阪府告示第780号）

３　寝屋川市の意見の概要

(1)　工事に伴い周辺の生活環境に支障が生じないよう必要な措置を講じるとともに、周辺住民等から苦情があった場合は、速やかかつ誠実に対応すること。

(2)　大気汚染防止法、水質汚濁防止法、下水道法、騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び寝屋川市下水道条例等に基づく必要な手続を行い、これらの法令等を遵守するとともに、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう必要な措置を講じること。

(3)　店舗の営業に伴う騒音、振動、照明、排気等により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう必要な措置を講じるとともに、周辺住民等から苦情があった場合は、速やかかつ誠実に対応すること。

(4)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物保管基準を遵守し、生活環境の保全上支障が生じないよう適切に保管すること。

(5)　産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた者に委託すること。

４　意見の縦覧の期間及び方法

(1)　期間

令和８年11月20日から同年12月21日まで

(2)　方法

ア　インターネットの利用による縦覧

大阪府の大規模小売店舗立地法に係るホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou）

イ　書面による縦覧

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課